

務第711号
平成26年8月1日
(一部改正 令和2年3月30日 務第291号)

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について（通達）

外国勤務等を命ぜられた職員の配偶者が外国への赴任に同行する場合には、これまで「外国勤務等を命ぜられた配偶者の外国への赴任に同行する職員の職務に専念する義務の免除について」（平成15年11月18日付け務第1061号。以下「旧通達」という。）により、職務に専念する義務の免除を承認していたところであるが、この度、岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岐阜県条例第45号）が施行されたことに伴い、下記により取り扱うこととしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 制度概要

職員が、外国で勤務等する配偶者と外国において生活を共にするため、3年を限度として、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことができる制度（公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。）

2 制度の詳細

(1) 対象となる職員

警察職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）

(2) 対象となる配偶者が外国に滞在する事由

ア 外国での勤務

配偶者が法人その他団体に所属して外国において勤務することをいう。

イ 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

例えば、次に掲げる活動が含まれる。

- ① 法律、医療等の専門的な知識又は技能が必要とされる業務に従事する活動
- ② 報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動
- ③ 音楽、美術、文学その他の芸術上の活動

ウ 学校教育法（昭和22年法律第263号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学

例えば、次に掲げるものが含まれる。

- ① 外国の大学の学部や大学院の課程の履修
- ② 外国の大学や大学院で行われる授業の聴講や履修（聴講生、科目履修生等）

(3) 休業に係る給与等の取扱い

ア 配偶者同行休業（以下「休業」という。）をしている期間中は、その身分を保有するが、職務に従事せず、給与は支給されない。

イ 期末手当及び勤勉手当は、それぞれの基準日に休業をしている場合は支給されない（基準日に在職している職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において休業をした期間のある職員については、期末手当に係る在職期間の算定上当該休業期間の2分の1を除算し、勤勉手当に係る勤務期間の算定上当該休業期間の全期間を除算する。）。

ウ 休業の承認を受けた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該休業期間のうち、百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして給料の号給を調整する。

エ 退職手当に係る勤続期間の算定上、当該休業期間の全月数を在職期間から除算する。

3 申請手続等

(1) 申請手続

ア 職員は、休業を始めようとする日の1か月前までに、岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（平成26年岐阜県人事委員会規則第23号）別記様式「配偶者同行休業承認申請書」（以下「申請書」という。）を所属長に提出する（配偶者の滞行事由及び期間が確認できる書類を添付すること。）。

イ 所属長は、公務運営上の支障の有無に関する意見を添え、警務部警務課（以下「警務課」という。）を通じて警察本部長（以下「本部長」という。）に進達する。

ウ 公務運営上の支障の有無、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮して、本部長が承認又は不承認を決定する。

※ 休業期間の延長の場合も同様の手続で行うこと。

(2) 届出

ア 休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を本部長に届け出なければならない。

- ① 配偶者が死亡した場合
- ② 配偶者が休業をしている職員の配偶者でなくなった場合
- ③ 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- ④ 配偶者が外国に滞在しないこととなった場合又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しなくなった場合
- ⑤ 休業をしている職員が産前又は産後休暇を取得する場合

イ 本部長は、届出の内容について確認するため必要と認められる書類の提出を、休業をしている職員に求めることができる。

ウ 上記のほか、申請書に記載した事項のうち、次に掲げる事項に変更が生じることとなった場合には、遅滞なく、その旨を本部長に届け出るものとする。

- ① 配偶者の職業
- ② 配偶者の外国滞在事由及び期間（失効・取消事由に該当する場合を除く。）
- ③ 外国における住所又は居所

4 承認等

(1) 承認基準

ア 公務の運営に支障がないこと。

イ 申請した職員の勤務成績が良好であること。

ウ 休業の申請の時点において、職務に復帰した後、一定期間在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があること。

(2) 承認手続

ア 本部長は、必要に応じて請求内容を確認するための書類の提出を職員に求めることができる。

イ 本部長は、職員から申請があった場合には、速やかにその承認の可否を申請した職員へ通知するものとする。

(3) 承認の取消し

以下に該当すると認める場合には、休業の承認を取り消すものとする。

ア 配偶者と生活を共にしなくなった場合

イ 配偶者が外国に滞在しないこととなった場合又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しなくなった場合

ウ 休業をしている職員の育児休業を承認することとなった場合

エ 休業をしている職員が産前又は産後休暇を取得する場合

(4) 承認の失効

以下に該当すると認める場合には、休業の承認についてはその効力を失う。

ア 承認の申請者が退職又は停職の処分を受けた場合

イ 当該休業に係る配偶者が死亡した場合又は職員の配偶者でなくなった場合

5 休業の期間の延長

(1) 休業をしている職員は、休業の期間の延長に関し、当該休業を開始した日から引き続き休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、本部長に対し、申請することができる。

(2) 休業の期間の延長は1回に限るものとする。

6 その他

(1) 職務復帰

休業の期間が満了したとき、休業の承認が退職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は休業の承認が取り消されたとき（育児休業の承認による取消しの場合を除く。）は、当該休業に係る職員は職務に復帰するものとする。

(2) 服務規律の遵守及び綱紀の厳正な保持について

職員は、休業期間中においても、職員の身分を保有することに伴う服務上の規律（信用失墜行為の禁止（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第33条）、秘密を守る義務（法第34条）、政治的行為の制限（法第36条）、営利企業等の従事制限（法第38条）等）を遵守すべきことに留意するとともに、県民の信頼を損なうような非行のないよう、綱紀の厳正な保持に努めること。

(3) 営利企業等従事許可について

休業をしている職員が、滞在する外国において営利企業等に従事（兼業）することについては、法第38条に基づき許可することができる場合があるので、あらかじめ警務課へ相談すること。

※別記様式省略